

七、主 教 会 告 示 (一九六八年(昭和四三年)四月二三日)

救主降生一九六二(昭和三七)年五月、大阪に招集された第二七(定期)総会は「教役者定年制設定の件」即ち「日本聖公会の教役者に定年制を設け、次の規定を決定して、その実施を主教会に委ねること」という北海道教区・野坂保三司祭の提案にかかる建議案を主教会に一任することを可決した。(同総会決議席二九号参照)

主教会は、東京教区主教を長としたこの建議案を検討する委員を設け、同委員は直ちに建議案の審議検討に着手したが、その途中において同委員の痛感した一事は、定年制実施の前提条件としての日本聖公会恩給制の強化(具体的には即ち同総会において増額をみた恩給支給額を更に増額して、少くともその倍額とすること)の必要性であった。

主教会もまた、その必要性を認め、先ず恩給制の強化を図り、しかる後に再び定年制の実施について検討を続けることが適当であると判断するにいたった。以来、この恩給制強化の問題は、渉外部・財務局・恩給部等において調査研究が進められ、その結果として、やがて日本聖公会年金制の形が具体化した。即ち、一九六五年(昭和四〇年)五月、清里に招集された第二八(定期)総会において、渉外部よりの提案にかかる「日本聖公会年金規約制度実施の件」が可決をみるにいたったのである。(同総会決議第一六号参照)

さて、この決議の内容は、第一には年金規約の制定であったが、同時に第二には一層重要な「年金制実施に要する莫大な基金を、米國聖公会その他の海外姉妹教会に要請する」ということの決定であった。幸いにし、この要請は米國聖公会の厚意によつて今日こたえられるにいたり、従つて本件決議の附帯決議の趣旨に基づき、この制度は既に発足をみるにいたった。このように、定年制実施の前提条件として、その必要性の痛感された恩給制の強化は、今やここに一応その実現をみる事ができた。依つて主教会は先般来、再び定年制の検討にもどり、建議案の原案内容に多少の変更を加え、概略次のような骨子において実施することが適当であると判断し、これが実施をここに公示する。

- (1) 男子教役者(聖職及び伝道師)の定年は満七〇才とし、女執事及び婦人伝道師の定年は満六八才とする。
- (2) 定年に達した教役者は、その定年に達した翌年の一月一日より現職を退くものとする。
- (3) 一九六八(昭和四三年)年の第二九(定期)総会の時点において既に定年に達している者については、一九六九年(昭和四四年)年一月一日より現職を退くものとする。
- (4) 前項によつて退職する教区主教については、その退職に関する諸問題に関して、主教会議長が可急的速かに当該主教並びに当該教区常置委員会と折衝するものとする。
- (5) いわゆる定年制は聖職の聖職たる身分の変更を意味するものではない。従つて定年に達して現職を退く聖職については、健康その他について充分に考慮した上、可能な限りにおいて適宜の方法により引き続き聖職の聖務に従事し得るよう、各教区主教において充分留意するものとする。このことは聖職以外の教役者に就いても同様とする。

(告示付記)

なお、この定年制を法規化することの可否、ならびに法規化する場合における必要なる現行法規の改正と整備に関しては、主教会は今後、適当なる専門委員会を設置するか、もしくは教理礼拝組織調査委員に命じて、調査研究を行なわしめたい所存である。

一九六八年四月二三日

— 以上 —

日 本 聖 公 会 主 教 会

議長 神戸教区主教 ミカエル 八代 斌 肋

東北教区主教	テモテ	中村信蔵
九州教区主教	パウロ	町島甚兵衛
北関東教区主教	ヨハネ	大久保直彦
北海道教区主教	パウロ	上田一良
中部教区主教	パウロ	黒瀬保郎
東京教区主教	ダビデ	後藤真
京都教区主教	マタイ	森讓
大阪教区主教	マルコ	小池俊男
横浜教区主教	ステパノ	岩井克彦